

会 議 記 録

令和5年度第2回小牧市快適で清潔なまちづくり協議会 会議録

日時：令和6年2月20日（火）午前10時～午前11時

場所：小牧市役所 本庁舎3階 301会議室

【出席委員】15名

- ◎小牧スカウト連絡協議会：船橋 鐸夫 会長
○小牧市女性の会：田中 容子 副会長
小牧市区長会連合会：丹羽 正幸 委員
小牧市社会福祉協議会：澤木 厚司 委員
小牧商工会議所：中嶋 洋喜 委員
一般社団法人小牧青年会議所：大野 公大 委員
愛知県たばこ販売協同組合尾張支部：鈴木 弘子 委員
小牧ライオンズクラブ：落合 孝哉 委員
小牧ロータリークラブ：小谷 達也 委員
こまき環境市民会議：末松 雅彦 委員
小牧市国際交流協会：行村 サフィ 委員
小牧市小中学校長会：長谷川 裕城 委員
小牧市小中学校PTA連絡協議会：船橋 誉士 委員
こまき市民活動ネットワーク：鳥居 由香里 委員
大成環境株式会社：河内 亮 委員

※◎会長 ○副会長

【欠席委員】5名

- 小牧市議会：木村 哲也 委員
一般社団法人愛知県トラック協会：丸川 靖彦 委員
尾張中央農業協同組合：郷司 達哉 委員
小牧小売酒販組合：佐藤 龍司 委員
小牧市老人クラブ連合会：野村 勝彦 委員

【事務局】5名

入江市民生活部長、鈴木課長、渡邊収集美化係長、土田主事、佐藤主事補

【傍聴人】0名

| | |
|------|--|
| 鈴木課長 | <p>本日は、お忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。</p> <p>本日の会議ですが、丸川委員、郷司委員、佐藤委員、野村委員、また、新たに委員になられた木村委員につきましては、あらかじめ欠席の連絡を受けております。</p> <p>はじめに、前回の本協議会以降新たに委員になられた方を資料1に基づきご紹介いたします。なお、新委員の方は名簿に◎（にじゅうまる）で示しております。</p> <p>小牧市議会 木村 哲也 様、小牧ロータリークラブ 小谷達也 様、大成環境株式会社 河内 亮 様の計3名です。</p> <p>河内様におかれましては、本協議会メンバーが条例定数の20名に対し19名となっていたことから、ごみに係る事業者様方へお声がけをし、大成環境株式会社様から本協議会委員としてご出席いただくこととなりました。</p> |
| 鈴木課長 | <p>それでは、会の開催に先立ちまして、市民憲章の唱和を行います。皆様ご起立ください。</p> <p>本日の次第裏面に、市民憲章及びこども夢・チャレンジ No.1 都市宣言を掲載しております。市民憲章をご覧いただき、私が先導させていただきますので、続いてご唱和をお願いいたします。</p> <p>～ 市民憲章唱和 ～</p> |
| 鈴木課長 | <p>それでは、これより令和5年度第2回小牧市快適で清潔なまちづくり協議会を開会いたします。この会議及び会議の議事録は公開となっておりますので、ご承知おきください。</p> <p>それでは、はじめに船橋会長よりあいさつをお願いいたします。</p> |
| 船橋会長 | <p>～ 会長あいさつ ～</p> |
| 鈴木課長 | <p>ありがとうございました。それでは次第3の議事に入りたいと思いますが、議事の進行については「小牧市快適で清潔なまちづくり条例施行規則」の規定に基づき、船橋会長をお願いいたします。</p> |
| 船橋会長 | <p>それでは、次第に沿って進めます。</p> <p>まず、次第3の議事（1）令和5年度快適で清潔なまちづくり</p> |

| | |
|------|---|
| 船橋会長 | <p>推進事業（中間）報告について、事務局に説明を求めます。</p> |
| 土田主事 | <p>「令和5年度快適で清潔なまちづくり推進事業（中間）報告について」ご説明します。資料2をご覧ください。</p> <p>1の「会議」です。第1回は令和5年8月9日に開催しました。本日が2回目開催となり、ご協議いただく予定です。</p> <p>2の「クリーンアップ事業」です。本事業は市・市民・事業所が、それぞれの役割のもと、地域環境の保全及び美化の促進を図るもので、事業活動の内訳としては①こまきクリーンアップ活動、②地区大掃除、③小牧山美化活動、④ごみ散乱防止市民行動の日の4点です。令和5年度の参加者数については、今月以降に各団体等から提出実績報告で取りまとめますので、令和6年度第1回の本協議会にてご報告させていただきます。本日は、今現在で参加者数が確定している③④についての報告となります。③の小牧山美化活動につきましては、雨天のため中止となりました。④のごみ散乱防止市民行動の日（小牧まち美化ウォーク）の参加者は532名となりました。</p> <p>3の「アダプトプログラム推進事業」です。本事業は、市と合意書を締結し、登録していただいた上で、道路などの公共施設の美化活動を行っていただいているものとなります。1月末現在で47団体4個人 1,267人の方が登録して活動しています。本活動の普及のため、清掃用具の貸与やごみ袋の提供などの支援を行っております。</p> <p>4の「路上喫煙禁止区域啓発事業」であります。当該区域では、平日の日中、定期的に廃棄物適正処理指導員による巡回・指導を行っております。また、年2回、各2日間ずつ朝7時半から1時間程度、禁止区域において、廃棄物適正処理指導員およびごみ政策課職員がタスキを着用し、啓発活動を行っております。今年度については、6月と11月に実施しました。①の区域内での巡回・指導及び吸殻等の状況調査について、今年度は令和6年1月までに137日巡回し、指導を行った人数は5人でした。②について禁止区域内において、資料にある路上シートを115枚設置しており、今年度は路面用ステッカーを計12枚修繕しました。</p> <p>5の「不法投棄防止事業」です。①廃棄物適正処理指導員による巡回・調査について、本市では廃棄物適正処理指導員が、市内を巡回して不法投棄状況の調査、収集や未然防止のための環境パ</p> |

| | |
|------|--|
| 土田主事 | <p>トロールを実施しております。地域別の不法投棄ごみ収集件数の表ですが、ごみ政策課に通報があったものと、廃棄物適正処理指導員によって発見したものを地域ごとに年度別の件数を記載しております。1月末現在の件数が、小牧地区が40件、味岡地区が16件、篠岡地区が23件、北里地区が9件、合計で88件となっております。合計量は13トンでした。</p> <p>また、②から⑥についてご説明します。その他の事業として、不法投棄の多発地帯において、年2回、各月4回で廃棄物適正処理指導員が夜間をパトロールしています。今年度は6月と12月に実施しました。また、不法投棄防止のためソーラー式回転灯を3台、監視カメラを7台、ナイトポリスを13基設置しております。そのほか、希望者に対して啓発看板の配布を行っており、163枚配布したところであります。</p> <p>6の「犬糞害対策事業」です。イエローカード作戦とは、道路等に放置されている犬のふんの横に、イエローカードをしばらく置き、マナーの悪い飼い主の心理に訴えかけ、ふんの放置をなくそうとするものです。1月末現在で1団体と個人19人が活動しています。また、飼い主への啓発として、市が行う狂犬病予防接種時に、接種済票と合わせて啓発カードを6,895枚配布しました。更に、犬のふん害で、困っている行政区や希望者に対して、資料の写真にありますチラシや啓発看板を212枚配布しました。</p> <p>最後に7の「廃棄物等の堆積による周辺環境を損なう状態の対策事業」であります。本事業は、下の枠にあります「小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例 第2条関係」に定めるキ、クに該当するような、ごみにより周辺環境に影響を及ぼしている状態の土地建物の改善に取り組んでいるものであります。</p> <p>令和5年度の1月末現在までの取組状況につきましては、実績は0件となります。</p> <p>以上で議事（1）の説明を終わります。</p> |
| 船橋会長 | <p>ただ今、事務局から、令和5年度快適で清潔なまちづくり推進事業（中間）報告について説明がありましたが、何か質問はありますか。</p> |
| 鳥居委員 | <p>まず1点目ですが、今回表彰状の贈呈団体の選定が8月9日に</p> |

| | |
|------|---|
| 鳥居委員 | <p>ありました。例年どおりであればこの表彰を「ごみ散乱防止市民行動の日」に行っていたかと思えます。今回表彰はありませんでしたが、私としては色々な団体が集まる時に表彰を行うことが、選定団体の今後の活動推進に繋がっていくと思えます。そのため表彰状の贈呈は、できれば以前と同じように「ごみ散乱防止市民行動の日」に行う方が良いと考えています。</p> <p>2点目として、今回の資料に今年度の表彰団体の記載がないため、選定団体はどこが選ばれたのかを記載して報告していただければと思います。</p> |
| 渡邊係長 | <p>今回のご質問は次第4の報告に関わることですが、先にお話しさせていただきますと近年の異常気象も関係して10月初旬も非常に暑いため、様々な方面から極力式典を短くして欲しいというご要望があり、今年度から式典を別で行うこととしました。そのため今年が初めての運用となりますが、式典時には表彰団体の方に市役所へお越しいただき、広報やSNS等により表彰の様子を外に発信していきたいと考えておりますので、まずは今年の状況を鑑みて次年度以降を検討させていただければと思います。</p> <p>2点目の表彰団体の記載についてはおっしゃる通りですので、資料に反映させていただきます。</p> |
| 河内委員 | <p>私は初めての参加ですのでお伺いしたいのですが、表彰とは何かに参加したら表彰されるということですか。</p> |
| 渡邊係長 | <p>表彰の基準については次第4の報告のところで併せて説明させていただきます。</p> |
| 末松委員 | <p>私は10年以上前から団体を運営しておりますが、タバコの吸い殻のポイ捨てが増えてるように感じます。毎年秋頃にポイ捨てごみ全体の調査を行いますが、その中でタバコの吸い殻の本数だけが増えており、どうしてこれほど吸い殻が多いのだろうと子供達も気にかけています。</p> <p>もう1つ気になるのはタバコの健康被害です。これについて調べると、喫煙者の寿命は非喫煙者と比較して平均8年短いという科学データもあります。それほど健康被害のあるものなのでポイ捨て禁止の看板を掲示して啓発活動を行っていますが、一向に減</p> |

| | |
|------|---|
| 末松委員 | <p>らないため困っています。</p> <p>解決するための1つの方法として考えるのが路上喫煙禁止区域の拡大だと思います。</p> |
| 渡邊係長 | <p>ご提案はごもつともであると私も思います。ただ、路上喫煙禁止区域の拡大をして被害を防止できるのであれば非常に良いことだと思いますが、広げるには様々な調整が求められます。また、区域を広げること以上に、路上喫煙を抑制するための管理をする部分が非常に重要になってきます。現状の路上喫煙禁止区域だけでもほぼ毎日のように廃棄物適正処理指導員が巡回しておりますが、管理することを踏まえると、さらに区域を広げるということが難しいというのが現状です。そのため今のご意見を基に、今後に向けて検討させていただきたいと思います。</p> |
| 鳥居委員 | <p>私が住んでいる地域より少し東の方へ行くと草むらに年老いた犬や猫が多く捨てられております。この犬や猫が集団化している状況なのですが、その問題はどこに相談すればよいのか分からなくて困っています。</p> <p>生きている動物達のごみ扱いされて捨てられているため、犬糞害対策のように何か対策されているようであれば教えてください。</p> |
| 渡邊係長 | <p>私どもはごみの部署であり間違ったことをお伝えできないので、相談となると一宮市にある動物愛護センターとなります。こちらは愛知県の事業となります。</p> |
| 船橋会長 | <p>それでは、議事（2）令和6年度快適で清潔なまちづくり推進事業計画（案）について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 土田主事 | <p>令和6年度快適で清潔なまちづくり推進事業計画（案）について説明します。資料3をご覧ください。</p> <p>第1回の本協議会でご協議いただいたように、例年4月に実施しておりました「小牧山美化活動」は10月の「ごみ散乱防止市民行動の日」と統合する予定です。詳しくは議事（3）でご説明します。</p> <p>6月の不法投棄未然防止夜間パトロールは、廃棄物適正処理指</p> |

| | |
|------|--|
| 土田主事 | <p>導員及びごみ政策課職員により流し街宣で啓発をします。これは、12月にも実施を予定しています。同じく6月に、廃棄物適正処理指導員及びごみ政策課職員により路上喫煙禁止区域の街頭監視を月2回行います。11月にも実施を予定しています。</p> <p>8月には5日(月)に第1回の本協議会の開催、第2回は2月を予定しています。</p> <p>10月のごみ散乱防止市民行動の日について、来年度は10月5日(土)を予定していますが、令和5年11月より市民会館および市公民館の大規模改修工事が行われており、当日は駐車場の一部が使用できない状況であることが予想されるため、開催については未定としております。開催の可否については、令和6年8月に開催予定の本協議会において議事として挙げさせていただきます。</p> <p>その他に、クリーンアップ事業やアダプトプログラムの支援、路上喫煙禁止区域の啓発活動、不法投棄防止のための回転灯や監視カメラの設置等、犬糞害対策のイエローカード作戦、廃棄物等の堆積による周辺環境を損なう状態の対策事業といった内容を来年度も引き続き取り組んでまいります。</p> <p>以上説明いたします。</p> |
| 船橋会長 | <p>ただ今、事務局から、令和6年度快適で清潔なまちづくり推進事業計画(案)について説明がありましたが、何か質問はありますか。</p> <p>～質疑応答なし～</p> |
| 船橋会長 | <p>それでは、事務局の方で令和6年度の事業計画に基づいて、今後進めていただければと思います。続きまして、議事(3)令和6年度以降の「ごみ散乱防止市民行動の日」(案)について、事務局に説明を求めます。</p> |
| 土田主事 | <p>議事(3)令和6年度以降の「ごみ散乱防止市民行動の日」(案)についてご説明します。</p> <p>「資料4」をご覧ください。今回初めて出席される委員の方もいらっしゃるため、第1回の本協議会での内容を読み上げさせて</p> |

| | |
|------|---|
| 土田主事 | <p>いただきます。</p> <p>小牧山美化活動では、春に開催される小牧山さくらまつり後に清掃が行われていることや、市民・事業者のポイ捨て防止の意識が高まったことにより、集まるごみの量が近年大幅に減少しております。また、市民意識調査でも9割近くの市民が小牧山を小牧市のシンボルと感じているとの回答があり、愛着があることがうかがえることから、市のシンボル「小牧山」に愛着を持ち、ポイ捨て防止の意識高揚を図るという所期の目的を達成できたと考えられます。以上のことから、令和6年度以降は4月に実施している「小牧山美化活動」及び10月に実施している「ごみ散乱防止市民行動の日」を統合して10月の市民行動の日に集約することとし、第2回の本協議会にて、事務局から（案）を提出することとなりました。</p> <p>以上を踏まえて、令和6年度以降の「ごみ散乱防止市民行動の日」（案）についてご説明します。</p> <p>活動場所の変更については本協議会で過去に議論をしました。しかし、他会場での開催となると会場や駐車場の確保が問題となり、また、会場を分けて開催する場合には各会場に司会・先導・分別が必要なため各委員の負担が増える等の理由から、今後も市民会館で実施することで承認を得ました。今後も市民会館で開催するのであれば、資料に記載のある5点のメリットが考えられます。</p> <p>1. ごみ回収等を含めて市民会館のみで終結すること、2. 会場予約が予定に組み込まれていることから毎年開催しやすいこと、3. 参加者の交通利便性が良いこと、4. 市中心街で行うことからPR効果が大きいこと、5. イベントがすでに参加者に認知されていることです。</p> <p>以上を踏まえて、令和6年度以降の（案）については現状どおり市民会館で開催することとします。しかし、先ほど議事（2）の事業計画（案）でもお伝えしたように、令和6年度においては市民会館および市公民館の大規模改修工事が行われていることから、開催については未定であります。</p> <p>ご説明は以上となります。よろしくお願いいたします。</p> |
| 船橋会長 | <p>ただ今、事務局から令和6年度以降の「ごみ散乱防止市民行動の日」（案）について説明がありましたが、何かご質問・ご意見</p> |

| | |
|------|---|
| 船橋会長 | はありませんか。 |
| 田中委員 | 小牧山美化活動と統合するということで、清掃コースについては今までのコースを見直して小牧山まで行うなど、コースを広げるといったことはありますか。 |
| 渡邊係長 | <p>これまで数年間は街中や駅前を中心としたコースで回っておりましたが、あまりごみがないということもあり今年度から東西南北全方向に回るといった過去の方法に変更させていただきました。その中で小牧山まで行くルートの検討もしたのですが、非常に距離が長くなってしまふということあり、次年度においても今年度と同じようなルートでみなさまへお願いをしようと考えております。</p> <p>ただ、今回ご意見をいただいたので、今一度何らかの形で小牧山も清掃できるかどうかを模索して、次回の8月の協議会でお示しできればと思います。</p> |
| 船橋会長 | <p>それでは令和6年度以降の「ごみ散乱防止市民行動の日」について、このとおりに進めることでよろしいでしょうか。</p> <p>～賛成多数～</p> |
| 船橋会長 | <p>ありがとうございます。来年度以降は事務局より説明いただいた（案）にて進めていただければと思います。</p> <p>以上で本日予定している議事を終了いたします。続いて、<u>次第4の報告事項</u>に移りたいと思います。それでは報告（1）「令和5年度小牧市快適で清潔なまちづくり協議会による表彰について」事務局の説明を求めます。</p> |
| 土田主事 | <p>報告（1）令和5年度小牧市快適で清潔なまちづくり協議会による表彰について報告します。前回の本協議会にて、表彰対象として選出させていただいた「桃花台ウォーキングクラブ」様の表彰を、令和6年3月14日11時30分より小牧市役所本庁舎5階市長公室にて船橋会長から表彰いただきます。表彰後は写真撮影を行い、広報こまきやホームページ等により周知できるよう検討しております。</p> |

| | |
|------|--|
| 土田主事 | <p>また、先ほど河内委員からご質問のあった件について、本協議会では市民のうちでごみの散乱防止に貢献し、その功績が顕著なもの並びに模範と認められるものに対し、表彰又は感謝の意を表しております。</p> <p>表彰の対象基準は3点のうちいずれかに該当するものとなります。1点目が「10年以上継続的に地域美化活動を実施し、ごみの散乱防止に顕著な功績を上げたもの」、2点目が「10年以上定期的に地域美化活動を実施し、ごみの散乱防止に顕著な功績を上げたもの」、3点目が「その他会長が必要と認めるもの」です。</p> <p>感謝の対象基準は3点のうちいずれかに該当するものとなります。1点目が「1年以上継続的に地域美化活動を実施し、ごみの散乱防止に顕著な功績を上げたもの」、2点目が「3年以上定期的に地域美化活動を実施し、ごみの散乱防止に顕著な功績を上げたもの」、3点目が「その他会長が必要と認めるもの」です。</p> <p>事前に委員の方より対象となる団体を推薦書で提出いただき、前回の第1回協議会で委員のみなさまに議事として「表彰状贈呈団体の選定について」ご協議いただき選定しました。ご報告は以上です。</p> |
| 船橋会長 | <p>ただいまの報告について質疑があればお願いします。</p> <p>～ 質疑なし ～</p> |
| 船橋会長 | <p>以上で本日予定している報告事項を終了します。続いて、<u>次第5その他</u>に移りたいと思います。事務局お願いします。</p> |
| 鈴木課長 | <p>事務局より交通安全についてのお願いです。既に今年に入ってから、高齢者の方が家の近くの慣れた道で事故に遭われるなど、年初から交通事故が続いている状況であります。横断歩道は歩行者優先であり、車を運転される際には、横断歩道の手前では速度を落とし、歩行者等の早期発見に努めてください。</p> <p>また、歩行時においては、左右の安全確認を行った上で、必ず横断歩道を渡っていただくなど、運転者も歩行者も交通ルールをしっかりと守り、加害者にも被害者にもならないように日頃より交通安全にご注意いただきますようお願いいたします。</p> |

佐藤主事補

その他として「プラスチックの一括回収について」簡単にお伝えさせていただきます。本日机にお配りしてある資料をご参照ください。

現在、プラスチックの一括回収について、令和6年4月からの実施に向けて事務を進めています。これまで市民の皆様にはプラスチックを「燃やすごみ」「破碎ごみ」「資源」の3つに分けて排出していただいていたのですが、今後はプラスチック製品を資源用指定袋で一緒に出していただくことができるようになり、分別の手間が省け、ごみ出しが簡単になります。

このことにより、今まで「燃やすごみ」や「破碎ごみ」として溶融処理していたプラスチック製品を再資源化することで二酸化炭素の排出を抑制することができるため、本市が目指すゼロカーボンシティの実現につなげることができます。

次に出し方等についてですが、これまで「燃やすごみ」として出していたボールペンやストロー等の小型のプラスチック製品、「破碎ごみ」として出していたハンガーやバケツなどのプラスチック製品、資源として出していた「プラスチック製容器包装」を同じ資源用指定袋（緑袋）に入れて出していただきます。このことに伴って、名称を「プラスチック製容器包装」から「プラスチック類」に変更します。「プラスチック類」は製品の90%以上がプラスチック素材、かつ、厚さが5ミリ未満のものが対象ですが一部例外もあります。

資料裏面をご覧ください。「ポリタンク」「クーラーボックス」「ホース等の長いロープ状のもの」「厚さが5ミリ以上のもの」「ブルーシートなどのシート状のもの」を掲載させていただいておりますが、これらは、リサイクルする過程で機械に支障をきたす恐れがあるため、「プラスチック類」として出していただくことはできません。これらの物は、現行どおり「破碎ごみ」として出していただきます。

その他、「プラスチック類」で出せないものについては資料のとおりです。これらものについてはプラスチックの一括回収開始後も今まで通りの分別で出していただく予定です。

最後に「プラスチック類」の行方についてです。「プラスチック類」として集められたものは、現状の「プラスチック製容器包装」と同じ方法で処理されることとなります。簡単にご説明しますと、ごみ集積場に排出された「プラスチック類」はごみ収集車

| | |
|-------|--|
| 佐藤主事補 | <p>で収集されたのち、下末にある民間処理施設へ運ばれた後、圧縮・梱包作業を行い、日本容器包装リサイクル協会が指定する再生事業者へ運び込まれ、再生樹脂や園芸農業用資材、パレットへ再生利用されます。</p> <p>本日配布した資料に記載のあるQRコードについてですが、現在ホームページを作成している段階ですので、読み込みいただいても現時点でページは表示されません。ご承知おきください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 鈴木課長 | <p>皆さま、長時間にわたり、ご意見、ご協力をいただきありがとうございました。</p> <p>委員の皆さまにおかれましては、「小牧市快適で清潔なまちづくり条例施行規則」第5条第2項で任期が2年と定められており、令和6年7月31日までが任期となります。次年度の計画（案）でもご説明したとおり、今回は8月5日を予定しておりますので今年度最後の協議会となります。</p> <p>なお、次年度の委員につきましては6月頃に各団体に委員の推薦依頼をさせていただきますので、その折には委員の推薦をお願いいたします。</p> <p>最後に、本日が今年度最後の協議会となりますので、市民生活部長の入江よりあいさつをさせていただきます。</p> |
| 入江部長 | <p>～部長あいさつ～</p> |
| 鈴木課長 | <p>以上をもちまして、令和5年度第2回小牧市快適で清潔なまちづくり協議会を閉会させていただきたいと思っております。長期間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。</p> |